

# 連合が考える「多様な働き方」について

---

日本労働組合総連合会 副事務局長  
安永貴夫



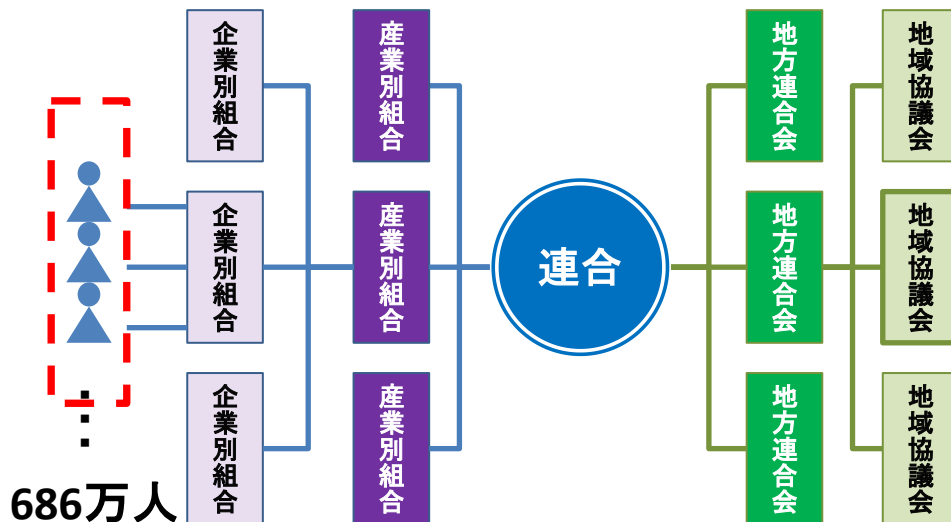
クラシノソコアゲ応援団!

# 連合とは

○ 日本の労働組合は、主に企業別組合、産業別組合、ナショナル・センターという3層構造になっており、連合は、1989年に結成された労働組合のナショナル・センター(全国中央組織)。加盟組合員は約686万人(うちパート等で働く者は約100万人)、50の産業別組合と47の地方連合会が活動。すべての働く人たちのために、雇用とくらしを守る取り組みを進めている。

## 企業別組合

職場内の労使交渉・協議を通じて、労働条件の改善、企業の行動チェック、組合員へのサービス活動を行っている。



686万人

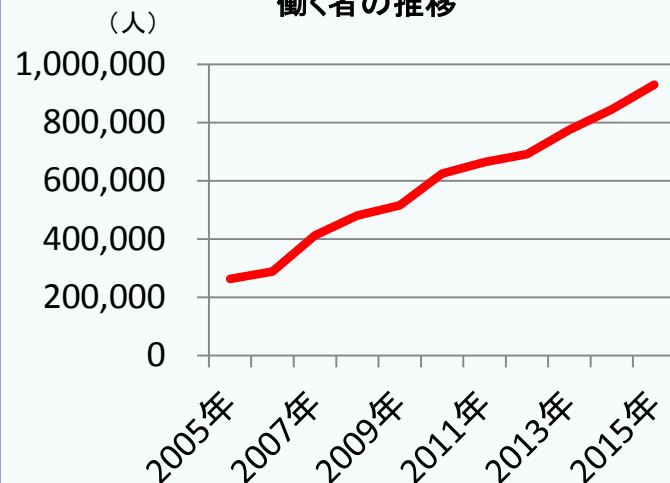
## 産業別組織

同じ産業に属する企業別組合が加盟し、産業全体に共通する労働条件や産業政策などの課題に取り組んでいる。

## 地方連合会・地域協議会

地域の働く人たちのよりどころとして、地域政策の実現や労働相談、組合結成の支援などの取り組みを行っている。

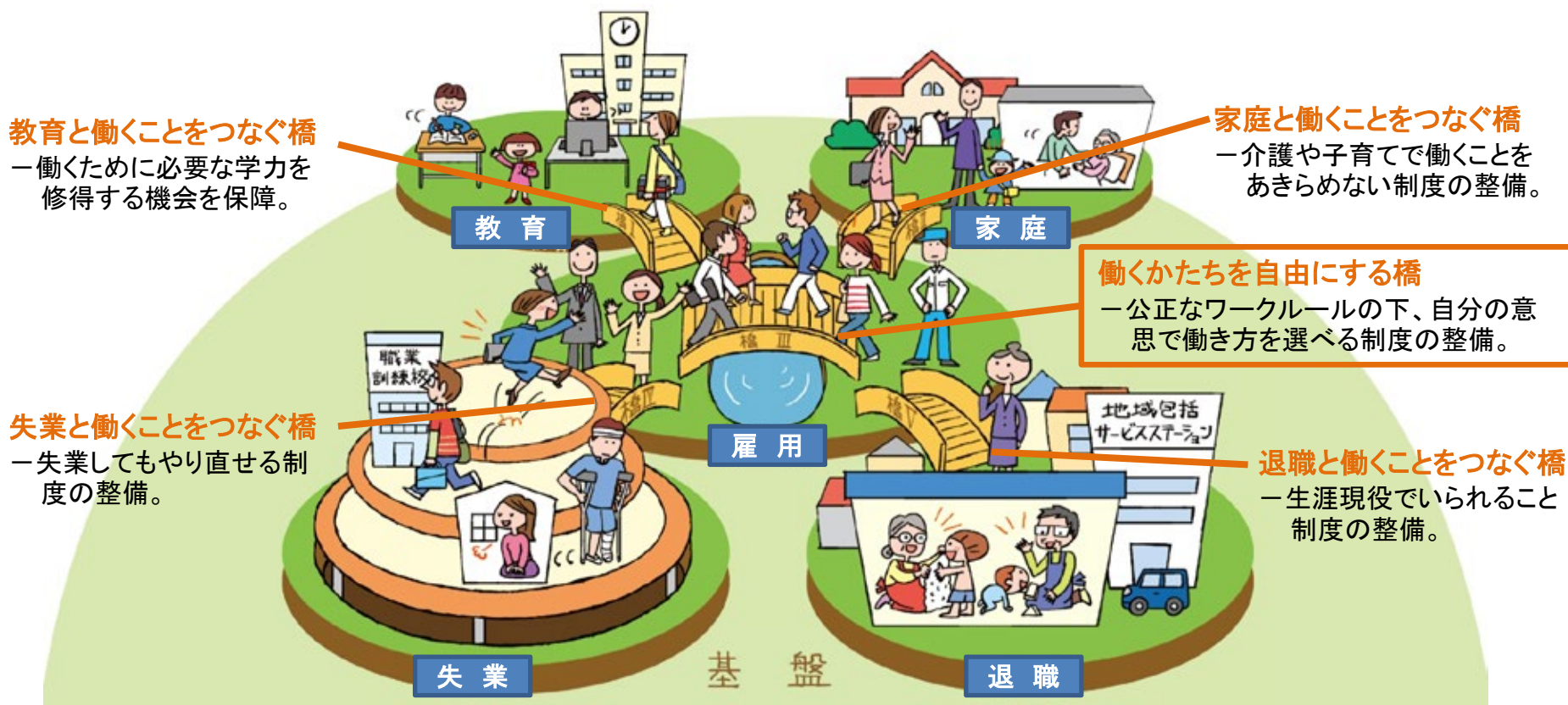
連合組合員におけるパート等で働く者の推移



# 連合が目指す社会像「働くことを軸とする安心社会」

## ○ 連合が目指す社会像は「働くことを軸とする安心社会」

→ 働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会



## 「働くかたちを自由にする橋」

- 公正なワークルールの下で、働く人それぞれのライフステージに応じた働き方が選択可能な仕組みの構築に向けた労使の取り組みを行うもの。

### 働く人の希望に応じて選択可能な仕組みに向けた労使の取り組み

- 働く時間や時間帯を選択できるしくみ
- 育児や介護など事情に応じた休職・休業制度や短時間勤務制度の導入
- 居所変更を伴う配転のない働き方(常時または一時的)
- 一時的に離職せざるを得ない事由が生じて、その事由が解消したときには復職できる仕組み
- 通勤を要しない働き方 など

### 公正なワークルールの整備

- 雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であることを基本とする「雇用基本法」(仮称)の制定
- 労働時間短縮や年次有給休暇の完全取得など、労働者の健康・安全およびワークライフバランス確保に向けたルールの整備
- 雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化 など

働く者誰もが希望に応じて人間らしく働けるディーセント・ワークの実現